

中小企業の為の経営のヒント

菅原会計事務所通信

2017年6月号

菅原会計事務所・菅原行政書士事務所
〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1
TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009
業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

「法定相続情報証明制度」

まだあまり聞きなれない言葉かもしれませんが、平成29年5月29日より「法定相続情報証明制度」がスタートしました。

どのような制度？

相続手続きをする際には、「亡くなった方が生まれてから死亡するまでの戸籍謄本」を準備します。その書類一式を家系図のような一覧図にし、法務局で認証してもらうことで「法定相続情報一覧図」が作成できます。

その「法定相続情報一覧図」を利用し、各種相続手続きを行うことができるという制度です。

メリットは？

「法定相続情報一覧図」の法務局での認証は無料です。またその写しは無料で複数枚発行できます。

通常、相続手続きを行う際には、銀行・郵便局・不動産の登記などそれぞれの窓口へ戸籍謄本の一식을提出し返却してもらう必要があります。この制度のスタートにより、それぞれの窓口へ「法定相続情報一覧図」の写しを一部ずつ提出することで、複数の相続手続きを同時並行して進めることができるようになりました。

また、「法定相続情報一覧図」の保管期間中（5年間）は再発行が可能です。

「法定相続情報一覧図」の作成にあたっては、当事務所でも作成補助させていただきます。まずは、ご相談ください。

(上甲 記)

